

生徒心得

中学部

令和5年度
(2023年度)

熊本県立盲学校

1 校訓

- (1) 明るく
- (2) 強く
- (3) 精いっぱい

2 生徒一般心得

登下校

- (1) 原則として8時40分までに登校すること。
- (2) 17時以降の居残りは原則として禁止する。ただし、教員の指導のもとで行う場合はこの限りではない。
- (3) 放課前に無断で校外に出ること、寄宿舎に帰ることを禁止する。必要な場合は担任の許可を得ること。
- (4) 自転車、その他自ら運転する車両での登下校は禁止する。

集会その他の活動

- (1) 校内で集会を行う場合は、生徒指導主事の許可を得ること。
- (2) 生徒として対外交渉する場合は、生徒指導主事の許可を得ること。

風紀

- (1) 生徒の本分、品位を自覚し、次の事項を厳守すること。
 - ア 外出する際は行き先、帰宅時間等を家人に明らかにすること。
 - イ 遊技場その他好ましくない場所には出入りしないこと。
 - ウ 夜間の外出及び外泊はしない。
 - エ 髪型や身だしなみは、清潔感のあるものとする。
- (2) 交友交際
 - ア 互いに敬愛し、その人格を尊重すること。
 - イ 節度を保ち、良識ある公正、明朗な交際であること。
- (3) アルバイトは原則として禁止する。

礼儀・礼節

- (1) 互いに敬愛の念をもって挨拶を交わすようにすること。
- (2) 人権を尊重し合い、人格を高めるよう心がけること。

所持品

- (1) 白杖またはそれに準じた補助具を外出時には必ず携行すること。
- (2) 学習上必要なもの以外は持参しないこと。
- (3) 必要以上の金銭を所持しないこと。
- (4) 金銭、高額な物品は生徒・友人間では貸借しないこと。

校内生活

- (1) 健康の保持を心がけ、保健活動（手洗い、うがいなど）を積極的に行う。

学校への連絡を要すること

- (1) 欠席・遅刻・早退をする場合
- (2) 事故やけがに遭い、または住居の被災、犯罪の被害を受けた場合。
- (3) 家族環境が変化した場合。（転居や家族構成の変化、連絡先の変更など）

3 諸規定

(1) 服装に関する内規

本校生徒は別途定める服装規程に基づき、端正な服装を整えること。

(2) 移動通信機器、情報機器の使用について

所持については、生徒と保護者が十分な話し合いを持ち、家庭や学校における約束・ルール（使用時間、フィルタリング、料金等）を守って使用すること。

※学校での使用ルール

①携帯電話・スマートフォンについて

- ・原則として校内では電源を切り、使用禁止とする。
- ・保護者に連絡する場合は、担任等の許可を得て使用すること。

②情報端末（タブレット等）の使用について

担任・教科担当者の許可を得たうえで使用すること。

(3) 校則の改定方法

- ア 生徒会役員と教職員が、校則の見直し会議を年に1度以上開催する。
- イ この会議の内容はPTA役員会に報告されるものとする。
- ウ 校則の改定があった場合、公示され、期限を定めて施行されるものとする。

令和5年（2023年）1月27日改定

令和5年（2023年）4月1日施行